

2025 年 6 月 6 日

お客さま 各位

エイ・ワン少額短期保険株式会社
代表取締役 山口 啓輔

賃貸入居者総合保険ハッピーワン plus 重要事項説明書の変更に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、弊社保険商品のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2025 年 6 月 6 日より賃貸入居者総合保険ハッピーワン plus の普通保険約款を一部変更したことに伴い、重要事項説明書の内容に変更箇所がございますのでご案内いたします。重要事項説明書と共に本書面をお手元に保管いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、今回の変更点の詳細につきましては、下記をご参照ください。

敬具

記

【賃貸入居者総合保険ハッピーワン plus 重要事項説明書 変更箇所】

変更箇所：B. 注意喚起情報 6. 保険料の払込期日および払込猶予期間（2）

6. 保険料の払込期日および払込猶予期間

I 保険料の払込期日および払込猶予期間は、払込方法（回数）および払込方法（経路）ごとに次のとおりとします。

(1) 払込方法（回数）が一括払の場合

変更なし

(2) 払込方法（回数）が月払の場合

保険料種類	初回保険料		第 2 回目以降の保険料（注 2）	
払込方法（経路）	払込期日	払込猶予期間	払込期日	払込猶予期間
①現金持参払	保険期間開始日（注 1） の前日	設定なし	保険期間開始日（注 1） の応答日の前日	設定なし
②送金払				
③コンビニ払		保険期間開始日（注 1） の属する月の翌々月末日	払込期日の属する月の 翌々月末日	保険期間開始日（注 1） の翌月以降毎月の末日
④口座振替払				
⑤クレジットカード払				

(注 1) 継続契約の場合には、継続日とします。

(注 2) 継続契約の初回保険料を含みます。

II～IV 変更なし

以上